

(総合評価) 3・3・5 中山石見線道路改築 (その24) 工事
(橋梁上部工)

落札者決定基準

令和 7 年 4 月
京 都 市 建 設 局

I 技術資料の評価基準

分類	評価項目		配点表		評価基準
施工計画	品質管理(1)		4	6	a 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、かつ、効果が高いもの (4点) b 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られるもの (2点) c 上記に該当しない場合 (0点)
	品質管理(2)		2		a 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、かつ、効果が高いもの (2点) b 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られるもの (1点) c 上記に該当しない場合 (0点)
企業の施工能力	平成22年度以降に元請として受注し、技術資料の提出期日までに完成済みの国、地方公共団体、地方道路公社又は高速道路株式会社発注の工事のうち、同種工事の施工実績の工事成績評定点		2	2	a 工事成績評定点が80点以上の場合 (2点) b 工事成績評定点が75点以上80点未満の場合 (1点) c 工事成績評定点が75点未満の場合 (0点)
配置予定技術者の能力	(1)	元請として受注し、平成22年度から技術資料の提出期日までに完成済みの国、地方公共団体、地方道路公社又は高速道路株式会社発注の工事のうち、配置予定技術者が監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事した同種工事の施工実績	2	4	a 監理技術者としての実績がある (2点) b 主任技術者又は現場代理人としての実績がある (1点) c 上記に該当しない場合 (0点)
	(2)	技術士法施行規則に規定する登録部門のうち「建設部門」の選択科目における「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」に係る技術士資格、コンクリート主任技士資格又はプレストレストコンクリート技士資格	1		a 「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」に係る技術士の資格がある場合 (1点) b コンクリート主任技士資格又はプレストレストコンクリート技士資格がある場合 (0.5点) c 上記に該当しない場合 (0点)
	(3)	CPDSにおいて、令和5年度又は令和6年度に取得した1年間の各年度の学習単位	1		a どちらかの年度に20単位を取得した場合 (1点) b 上記に該当しない場合 (0点)
地域貢献	(1)	市内企業の出資割合(%)	1	2	a 市内企業の出資割合が40%以上の場合 (1点) b 市内企業の出資割合が40%未満の場合 (0点)
	(2)	(貢献度) = (市内一次下請総数) ÷ (一次下請総数) × 100 (%)	1		a 貢献度が50%以上の場合 (1点) b 貢献度が50%未満の場合 (0点)
加算点計			14	14	

注1) 各評価項目が確認できる資料（契約書及びCORINS（必要に応じて設計図書等）、工事成績通知書、技術士登録等証明書、コンクリート主任技士の登録証書及び登録者証、プレストレストコンクリート技士の登録証書及び資格者証、学習履歴証明書の写し等）も併せて提出すること。提出された資料で、各評価項目が確認できない場合は評価しない。

注2) 企業の施工能力及び、配置予定技術者の能力については、実績がない場合でも「実績なし」として書類を提出すること。提出がない場合は、欠格事項に該当するものとする。

注3) 上表の「施工計画」の項目の評価点は、採点者の評価点を平均し、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁までの数値とする。

注4) 落札者決定基準、入札公告、設計図書に記載のない事項については「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」のとおりとす。(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000189416.html>)

注5) 提出資料が、「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」に記載の欠格事項に該当する場合は、入札を無効とする。

II 技術資料の評価項目

本工事は、都市計画道路 3・3・5 中山石見線を整備することにより、洛西地区における幹線道路網を形成し、安全で円滑な道路交通の確保を図るものである。

本橋梁では、現場打ち施工での固定支保工架設によるポストテンション方式プレストレストコンクリート（以下「PC」という。）箱桁橋を採用しており、施工時における品質管理が、本橋梁の耐荷性能及び耐久性能に影響することから、現場条件に応じた適切な施工が求められる。

以上のことから、本工事は高い技術力を要するものであり、高い品質を確保するためには、前述した内容を取りまとめた書面（以下「技術資料」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する必要がある。

したがって、本工事は総合評価方式（簡易型）を採用し、総合評価方式における技術資料について、下記のとおり求める。

1 施工計画

品質管理について（様式 2・様式 3）

(1) コンクリート工の品質について

本橋は、橋長 52.5 m、幅員 24.8 m のポストテンション方式 PC 箱桁橋（5 室）で、固定支保工架設により場所打ちコンクリートの施工を行うものである。コンクリートの品質確保、耐久性向上においては、その構造特性や現場条件を踏まえ、コンクリートの製造運搬、打込み・締固め、養生に至るまで適切な品質管理を行う必要がある。

上記及び本橋梁の構造特性を踏まえ、本工事におけるコンクリート工を実施するうえで必要となる品質管理で考えられる留意点とその対策を、目的と効果を述べたうえで、重要かつ効果的と考える順に具体的に記載すること。ただし、提案は 4 項目まで（1 項目当たり 1 対策とする） とし、4 項目を超える提案については評価の対象外とする。

(2) PC ケーブル工の品質について

PC ケーブル工の組立・緊張は、箱桁の設計断面力を保持するため、PC 鋼材を設計図書に示された位置に適切に配置し、所定の緊張力を確実に導入することが重要である。

また、PC ケーブル工のグラウトでは、その品質や施工の良否により、PC 橋の耐久性に大きな影響を与えることから、グラウトの保有すべき性能である「PC 鋼材を腐食から保護する」、「部材コンクリートと PC 鋼材を一体化する」という観点から、グラウト作業において適切な品質管理を行う必要がある。

上記及び本橋梁の構造特性を踏まえ、本工事における PC ケーブル工（組立・緊張・グラウト）を実施するうえで必要となる品質管理で考えられる留意点とその対策を、目的と効果を述べたうえで、重要かつ効果的と考える順に具体的に記載すること。ただし、提案は 2 項目まで（1 項目当たり 1 対策とする） とし、2 項目を超える提案については評価の対象外とする。

※ 上記(1)及び(2)において、提案されたものについては、設計変更の対象としない。また、施工方法及び材料に関する提案についても可とするが、設計変更の対象としない。

※ 以下の提案については、評価の対象外とする。

・過度な金額負担が伴うと考えられる提案

2 企業の施工能力（様式 4）

共同企業体の代表者となる構成員が、平成 22 年度以降に元請（共同企業体を含む。）として受注し、技術資料提出日までに完成済みの「国」、「地方公共団体」、「地方道路公社法に基づく道路公社」又は「高速道路株式会社法に基づく高速道路株式会社」発注の工事のうち、同種工事（※）の施工実績の工事成績評定（ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合 20% 以上の場合に限る。）を 1 件評価する。

（※）同種工事とは、最大支間長 35 メートル以上の固定支保工架設によるポストテンショ

ン方式PC箱桁橋が工事内容に含まれること。

3 配置予定技術者の能力（様式5・様式6・様式7）

以下の(1)～(3)については、本工事の入札公告に基づき、2名又は3名の技術者を配置予定者として申請した場合、評価点の合計が最も低い者について評価する。

- (1) 共同企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者が、元請（共同企業体を含む。）として受注し、平成22年度から技術資料提出日までに完成済みの「国」、「地方公共団体」、「地方道路公社法に基づく道路公社」又は「高速道路株式会社法に基づく高速道路株式会社」発注の工事のうち、共同企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者が監理技術者、主任技術者、現場代理人として従事した同種工事（※）の施工実績（ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合20%以上の場合に限る。）を1件評価する。

なお、主任技術者又は現場代理人として従事した施工実績は、実績として記載した工事の契約工期末までに、監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けていた場合に限り評価する。

（※）同種工事とは、最大支間長35メートル以上の固定支保工架設によるポストテンション方式PC箱桁橋が工事内容に含まれること。

- (2) 共同企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者について、下記ア、イ又はウのいずれかの資格の有無について評価する。

ア 技術士法施行規則に規定する登録部門のうち「建設部門」の選択科目における「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」に係る技術士資格

イ コンクリート主任技士資格（日本コンクリート工学会）

ウ プレストレストコンクリート技士資格（プレストレストコンクリート工学会）

- (3) 共同企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者が、CPDS（（社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度）において、令和5年度又は令和6年度に取得した各年度の学習単位の取得状況により評価する。

ただし、対象とする期間は各年度において4月1日から3月31日の1年間とする。

4 地域貢献（様式4）

本工事は共同企業体による共同施工方式であり、市内企業の技術力向上のため、市内企業の出資割合が高い方が望ましい。また、本工事において下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する企業の中から選定するように努めなければならない。

上記の点より、地域貢献については、以下の2点について評価する。

- (1) 共同企業体のうち、市内企業の出資割合により評価する。
(2) 下式で算出される「貢献度」により評価する。

$$(\text{貢献度}) = (\text{市内一次下請総数}) \div (\text{一次下請総数}) \times 100 \quad (\%)$$

ただし、
市内企業 : 京都市内に本店を有する企業（企業又は個人事業者）
一次下請企業 : 建設業法第24条の8における下請負人のうち、一次下請負人となるもの及び一次下請負人となる警備会社
市内一次下請総数 : 一次下請企業のうち、市内企業の総数
一次下請総数 : 一次下請企業の総数

Ⅲ 総合評価に関する事項

1 技術資料の評価方法

(1) 標準点

標準点は、技術資料の提出期間に必要な事項等について、記載漏れのない技術資料を本市に提出した入札参加者に対して **100点** を与える。

(2) 加算点

加算点は、落札者決定基準に基づき、入札参加者から提出された技術資料を評価し、点数化した合計値とする。

(3) 評価値

① 評価値は、標準点と加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を入札参加者の入札価格で除して得た数値とする。

② 評価値は、以下の方法に基づき算出し、端数処理は行わないものとする。

(4) 評価値の算出方法

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

(5) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、入札価格と技術資料の評価結果に基づき算出した、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、学識経験者の意見聴取については、総合評価方式の落札者決定基準を定めるときに行うことが義務付けられている。また、その際に落札者決定時においても意見を聴くように求められた場合には、学識経験者の意見聴取を行ったうえで落札者を決定する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格事項とみなし、入札を無効とする。

- ① 技術資料の提出期日までに技術資料を提出しない場合
- ② 技術資料に記載漏れがある場合
- ③ 技術資料の様式が定められたものと異なる場合
- ④ 技術資料の記載内容が発注者の求めている内容と異なる場合
- ⑤ 技術資料に虚偽の記載があった場合

2 履行確保とペナルティ

(1) 技術資料に記載した事項については、施工計画書に記載するとともに、責任を持って確実に履行するものとする。また、履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認するものとする。

(2) 受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、完成検査成績評定の法令遵守等の項目において工事成績評定点を減ずることとする。

なお、技術資料に記載した事項を達成する意志が受注者に認められないなど、受注者の技術資料に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づき参加停止の措置をとる場合がある。

(3) 受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収する。

$$\text{違約金（税抜）} = A - A \times \{(B + C2) \div (B + C1)\}$$

ただし、

A : 当初の入札金額（税抜）

B : 標準点（100）

C1 : 入札時の技術提案に基づく加算点

C2 : 技術資料に記載された事項を履行できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

違約金は、1円未満を切り捨てる。

以上